

## 「地元かながわ再発見」推進事業実施要綱

### （事業名）

第1条 当該事業の名称は「地元かながわ再発見」推進事業（以下「再発見推進事業」という。）

※なお、キャンペーン実施に際し、旅行者、支援事業者向けに使用する名称は、販売する商品の性質を明確にするため、「地元かながわ再発見（かながわ県民割）」とする。

### （事業の趣旨）

第2条 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）により、深刻な影響を受けた様々な観光事業者を支援するとともに、神奈川県民が地元・神奈川県の魅力を再発見する契機とするため、神奈川県民による県内における多種多様な旅行・宿泊商品の割引及び旅行商品の造成を支援することで、観光需要を喚起する。また、観光需要が主要観光地に偏ることがないように、主要観光地以外（以下、再発見エリアという。）への旅行は割引率を上乗せするなど、神奈川県内全域に波及効果が及ぶよう工夫を行う。

本要綱は、再発見推進事業を実施するにあたり、必要な事項を定める。

### （基本方針）

第3条 次の基本方針に基づき、神奈川県内事業者を支援するとともに、神奈川県民による神奈川県内旅行を促進するための旅行割引キャンペーンを実施する。

- (1) 深刻な影響を受けた様々な観光事業者を支援する。
- (2) 再び感染症拡大の恐れもあることから神奈川県民による神奈川県内旅行を対象とする。
- (3) 神奈川県民が神奈川県内の魅力を再認識する機会とする。
- (4) 観光需要が主要観光地に偏ることがないように、主要観光地以外（以下、再発見エリアと表記）への旅行にインセンティブ（割引率アップ）を与えるなど、観光客の分散と神奈川県内全域に波及効果が及ぶよう工夫を行う。

### （対象地域）

第4条 神奈川県内33市町村とし、県域を跨ぐ移動を含むものは対象としない。

- 2 通常の割引を適用する地域を定番エリア（横浜・鎌倉・箱根）、上乗せ割引を適用する地域を再発見エリア（横浜・鎌倉・箱根以外）とする。

### （商品を購入できる者）

第5条 神奈川県内在住者（在留外国人を含む）とする。商品を販売する者は、購入者の住所確認を行うものとする。具体的な確認方法については、別途、旅行者、OTA、宿泊施設、鉄道事業者、船舶事業者の業態ごとの要領において定める。

### （事務局）

第6条 参加申請の受付、支援金交付決定、その他「再発見推進事業」に関する手続きは、当該事業を受託した共同企業体事務局（以下、「事務局」という。）が行うこととする。

### （支援金の対象事業）

第7条 県民が購入及び商品を利用するものとする。また、商品に含まれるサービスを提供する各施設等については、県が定めた「感染防止取組書・LINEコロナお知らせシステム」の取組を実施しており、「感染防止対策取組書」と「LINEコロナお知らせシステム用二次元コード」を施設内に掲げている施設（一時的な休憩施設を除く）とする。

- 2 支援金の対象となる期間は、令和2年10月1日から予約を開始する10月8日出発分以降の商品で、令和3年2月28日迄の利用分とする。なお、宿泊については、3月1日チェックアウトのものを含む。  
(ただし、支援金の予算が消化され次第、終了となる。)
- 3 支援金の対象となる商品の購入回数は上限を定めない。また宿泊を伴う商品の連泊についても無制限とする。
- 4 支援金の対象となる商品の販売に際しては、再発見推進事業であることを明らかにするため、本来の販売価格（税及びサービス料を含む）及び支援を受けた後の販売価格と併せ、支援金の金額を明記すること。割引率は下記表（※1）の通りとする。ただし、割引後の価格が1人1泊（又は1券面）1,000円を最低価格とする。
- 5 事業の対象となる商品は、以下のとおりとし、割引額については次表に定めるものとする。

(1) 宿泊商品

県内における旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出に係る住宅又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項の認定を受けた事業を営む施設（以下「宿泊施設」という。）で提供される宿泊サービスを含む商品

ただし、以下のものは対象外とする。

- ・ 宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（デイユース）であるもの。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を伴う商品。

(2) 宿泊を伴う旅行商品

県内における移動を目的とした交通手段（JR、バス、タクシー、レンタカー等）を用いて、県内宿泊施設に宿泊することを目的とした商品（募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行）

(3) 日帰り旅行商品

県内における移動を目的とした交通手段（JR、バス、タクシー、レンタカー等）または飲食、観光、体験いずれかのうち2つ以上の要素を用いて、県内観光地を訪れ、その地域での消費行動を目的とした商品。（募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行）

(4) 鉄道事業者・船舶事業者券類

神奈川県内の鉄道事業者・船舶事業者が造成した乗車券・乗船券等を用いて、県内観光地を訪れ、その地域での消費行動を目的とした券類。

**【注意事項】**

「県民が購入及び商品を利用したもの」については、団体・グループ旅行についても対象とし、割引額の算出根拠は1人（人泊）あたりの販売価格とする。

○旅行事業者・宿泊事業者・鉄道事業者・船舶事業者の基本割引額 (表1)

対象商品		割引前の販売価格	割引額	
			定番エリア (横浜・鎌倉・箱根)	再発見エリア (横浜・鎌倉・箱根以外)
宿泊旅行	一人一泊当たり	5,000円～9,999円	1,000円	2,500円
		10,000円～14,999円	2,500円	5,000円
		15,000円以上	5,000円	7,500円
日帰り旅行 ／鉄道・観光船 企画切符等	一人(券面)当たり	3,000円～4,999円	1,000円	1,500円
		5,000円～6,999円	1,500円	2,500円
		7,000円～9,999円	2,000円	3,500円
		10,000円以上	3,000円	5,000円

※再発見エリアとは、神奈川県内の定番エリア（横浜・鎌倉・箱根）以外の地域を意味します。  
 ※申込先のシステムの都合上、割引精算方式が上記と異なる場合があるが、割引率は上記に基づき算出（割引）すること。詳細は、予約先の事業者の案内を確認すること。

- 6 次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。
- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大等による緊急事態宣言等に基づき、神奈川県が外出の自粛要請を行った場合における該当地域及び期間の商品、その地域の神奈川県民の利用
  - (2) 国又は県若しくは地方自治体が対象事業者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの（例：国の事業予算を活用したモニターツアー（参加者無料）等）
  - (3) 国又は県若しくは地方自治体が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
  - (4) 業種別ガイドラインを基準に、新型コロナウイルス感染のリスクが高いと判断されるイベント等への参加ツアー
  - (5) 施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為
  - (6) その他、事務局が不適当と認めるもの

7 GoToトラベルキャンペーン併用利用

再発見推進事業の対象商品は、政府のGoToトラベルキャンペーンとも併用を可能とする。なお、再発見推進事業の割引は、GoToトラベルキャンペーンの割引適用前の商品価格を対象とすることとする。

注意：GoToトラベルキャンペーン事業の終了日は令和3年1月31日（日）となります。

かながわ県民割の支援金の対象となる事業実施期間とは異なるので、注意すること。

(支援対象事業者)

第8条 支援の対象となる事業者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 宿泊事業者

県内にある宿泊施設を運営する者のうち、次のいずれかに該当する者

ア：旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項の規定により旅館業（下宿営業を除

く。)の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項から第6項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」を営む者

イ：住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

(2) 旅行業者

旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた者

(3) OTA（Online Travel Agent）

日本国内に法人格を有するOTA（Online Travel Agent）であり、相応の実績を持つと認められる者。（手数料については、事業者の負担軽減について、最大限配慮することとし、具体的な内容については県と協議を行い、認められる者に限る）

(4) 鉄道事業者

県内に営業路線があり、且つ周遊きっぷの取り扱いのある鉄道事業者

(5) 船舶事業者

県内に営業航路があり、且つ旅行会社とのクーポン契約を締結している船舶事業者

(6) 対象事業者として事務局が適当と認めた者

（支援対象事業者の遵守事項）

第9条 支援対象事業者は以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、各種業界が定める新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン等を参考に、安心・安全に留意すること。
- (2) 神奈川県「感染防止取組書・LINEコロナお知らせシステム」の取組を実施すること。また「感染防止対策取組書」と「LINEコロナお知らせシステム用二次元コード」を施設内に掲げること。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
  - ア：暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ：暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ：暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ：自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ：暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
  - カ：暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ：暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (3) 前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- (4) 当事業により宿泊及びサービスを利用しようとする者に対して、事前に新型コロナウイルス感染症対策に係る警戒情報をホームページ等により確認し、行動するように周知すること。
- (5) 第6条6項1に該当する場合、取消に伴う費用を商品購入者に求めないこと

(支援事業の中止及び中止に伴い、必要となった経費)

第10条 新型コロナウイルス感染症拡大等による緊急事態宣言等に基づき、神奈川県が外出の自粛要請を行った場合、支援事業は直ちに中止するものとする。

2 既に予約済みの旅行については、その取消に伴い必要となった経費を本支援事業費の支援金予算の範囲内で補填するものとし、商品購入者に対して負担を求めない。

(支援金の交付申請書類)

第11条 支援対象事業者は、別に定める支援金交付要領に記載の書類を各事業担当事務局に提出するものとする。ただし、同一の法人等において、事業区分により複数にまたがる場合はそれぞれ提出すること。

(申請書類の提出)

第12条 前条に定める書類の提出先は各事業担当事務局とし、提出期限及び部数については別に定める。

(交付決定額の通知)

第13条 事務局は内容を審査し神奈川県と協議の上、交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

(支援金の交付)

第14条 支援金の交付、変更申請、請求及び報告については、別に定める支援金交付要領に記載のとおりとする。

(状況報告及び調査)

第15条 事務局は、必要に応じて支援対象事業者から報告を求め、又は調査することができる。

(支援金の交付決定の取消し)

第16条 事務局は、支援対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、支援金を交付した後においても適用する。

(支援金の返還)

第17条 事務局は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、支援対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた支援対象事業者は、事務局が指定する期日までに、直ちに支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止について)

第18条 支援対象事業者は、不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

(費用の負担)

第19条 この要綱に基づく手続きに関する費用及び支援の対象となる商品の割引、事業の実施に係る費用については、支援対象事業者が負担するものとする。

(雑則)

第20条 この要綱に定めのない事項については、神奈川県と事務局が協議の上、決定する。

附則

この要綱は、令和2年9月15日から施行する。